

02 中小事業者の高効率機器導入促進事業（高効率機器補助金）

■ 市内の既築の事業所において、温室効果ガス削減のための省エネ施設等（照明、空調、ボイラー等）の更新に要する経費の一部を補助

■ 令和5年度新規事業

（詳細） https://chiemori.jp/smart/support/y2023/r5_koukouritsukiki.html

対象

ア 準特定事業者
イ 中小企業者 等

募集期間

R5.5.11 ~ R5.7.14

補助対象経費

本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量試験費

補助率・上限額

補助対象経費の

1/2 以内

上限：500万円

下限：50万円

※ 予算の範囲内で
交付

補助対象事業

照明・空調・ボイラー等の更新



02 高効率機器補助金（募集期間・事業期間・申請の流れ等）

募集期間
R5.5.11 ~
R5.7.14

交付申請書の作成・提出
※ 工事の事前着手は不可。



審査・採択
7月下旬～
8月中旬

- ・申請案件について、CO2削減効果等を審査。
- ・審査・採択された事業について、交付決定。



事業期間
R6.1.31まで

- ・工事、検収、事業完了（R6.1.31まで）
- ・当法人へ補助金支払いに必要な書類の提出
- ・補助金の支払い（R6.3.15まで）



令和9年度
まで

毎年5月31日までに京都市地球温暖化対策条例に基づく
「エネルギー消費量等報告書」を作成し、京都市へ提出

02 高効率機器補助金（補助対象事業者）

本事業の対象事業者は、京都市内に事業所を有する者であって、次のア、イのいずれかに該当する者、又はこれらの者に対し、ファイナンスリース契約により設備を提供する者。

ア 準特定事業者

京都市地球温暖化対策条例に規定する準特定事業者

（事業の用に供する建築物で、床面積の合計が1,000㎡以上の所有者）

イ 中小企業者等

（ア）中小企業者（中小企業等経営強化法の定義に基づく。）

（イ）有限責任事業組合（詳細要件あり）

（ウ）医療法人（詳細要件あり）

（エ）社会福祉法人（詳細要件あり）等

※ファイナンスリースの場合

設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、リース事業者を代表事業者とし、リース機器が設置される事業者が共同申請者となってください。その際、交付の条件として、リース料から補助金相当分が減額されていること及び補助事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出を条件とします。

02 高効率機器補助金（補助対象となる機器、CO2削減要件）

①高効率空調機器

対象施設内に設置するものであり、改修前に比して、**30%以上の省CO2効果**が得られるもの。

②高機能換気設備

対象施設内の空調対象室に設置し、平時に活用するものであり、次の要件をすべて満たすこと。

- ア **全熱交換器**（JIS B 8628に規定されるもの）であること
- イ 必要換気量（原則として、**1人当たり毎時30m³以上**）を確保すること
- ウ **熱交換効率40%以上**（JIS B 8639で規定）であること
- エ 改修前に比して、**省CO2効果が得られること**

③高効率照明機器

対象施設内に設置するものであり、改修前に比して、省CO2効果が得られ、**調光制御機能を有するLED、又は再エネ一体型屋外照明**

④高効率給湯機器

対象施設内に設置するものであり、改修前に比して、**30%以上の省CO2効果**が得られるもの。
更新前後における機器能力は同等とすること。

02 高効率機器補助金（補助対象経費）

【補助対象経費】

区分	費目	内 容
工 事 費 (補助対象 設備等の導 入に不可欠 な工事に要 する経費)	本工事費	補助対象事業の実施に直接必要な工事に要する経費 (主要設備費、材料費、労務費、直接経費、共通仮設 費、現場管理費、一般管理費)
	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最 小限度の経費
	機械器具費	補助対象事業の実施に直接必要な建築用、小運搬用 その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け等 に要する経費
	測量・試験費	補助対象事業の実施に直接必要な調査、測量及び試 験に要する経費

【補助対象とならない主な経費】

- ・既存機器の撤去・処分に係る費用・経費
- ・公租公課(消費税等)、官公署に支払う手数料等(印紙代等)、振込手数料等
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・設備を設置するための基礎工事に要する費用
- ・本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・中古品を導入する費用 など

02 高効率機器補助金（CO2削減効果の算定）

(1) 省CO2計算の原則

- ・改修前後でCO2排出係数を変えないこと
- ・設備と燃料転換以外に起因するCO2削減要因は考慮しないこと
- ・改修前後で機器効率の算定方法を変えないこと
- ・設備の改修前後で空調負荷、給湯負荷を変えないこと
- ・改修前設備の経年劣化を考慮しないこと
- ・計算過程を第三者が追うことができること

詳細は、
「応募申請の手引き」
を御確認ください。

(2) 計算方法

算出方法	概 要	適用設備
指定計算	・当法人が指定する計算式(Excelシート)を活用。 ・「カタログ値や仕様書」等記載の仕様、稼働状況(年間稼働時間等)をExcelシートに入力。 ※空調消費電力量計算において、定格COP及びAPFを用いて計算を行うため、概算となります。詳細な計算が必要な場合は独自計算。	・<u>計算シートあり!</u> ＜高効率空調機器＞ ＜高機能換気設備＞ ＜高効率照明機器＞
独自計算	・既存設備のエネルギー使用量を把握し、かつ導入予定設備のエネルギー使用量等を実績や根拠に基づいて独自に推計し、CO2削減量を算定。 ・指定計算に比べ実情に応じた細かい条件を設定できるが、算出には専門的な知識が必要。 ・メーカー独自の運転モードによる省CO2分は計算に入れないこと。	<u>全ての機器・設備に適用</u> できます。

02 高効率機器補助金（見積の注意点）

(1) 見積書取得

- ・見積を依頼する際は、見積仕様（納期、支払い条件、数量等）を提示。
- ・原則、2者以上の工事事業者等に依頼。

詳細は、
「応募申請の手引き」
を御確認ください。

(2) 見積書取得時の注意点

- ・見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であること。
- ・見積を取得する際には、併せて製品カタログ（又はメーカー発行の仕様書）を取得。
- ・必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得。
- ・間接工事費等のやむを得ないものを除き「一式」記載は避けてください。
例）設備区分（空調、換気、照明、給湯）ごとの内訳が必要。

(3) 補助対象経費の比較

- ・見積書の合計金額ではなく、補助対象経費を比較。

(4) 補助対象経費と対象外の区別

- ・工事の経費について、「補助対象となる経費」と「補助対象外の経費」がある。
- ・見積書において、それぞれを区別できるように作成してください。
例）機器設置費用（対象）と撤去費用（対象外）を分けて記載。

02 高効率機器補助金（府サプライチェーン推進補助金との違い）

主な違い

【注】比較のために、両者の相違点を中心に、一部を要約し記載しています。
正確な情報は各事業の募集要領等をご確認ください。

	京都市高効率機器補助金	京都府サプライチェーン省エネ推進事業補助金
基本事項	・京都市補助事業 ・執行機関：京都知恵産業創造の森	・京都府補助事業 ・執行機関：京都府産業廃棄物3R支援センター
事業スケジュール	募集：R5.5.11（木）～7.14.（金） 事業完了：R6.1.31（金）	募集：R5.5.10（水）～R5.6.15（木） 事業完了：R6.2.2（金）
補助対象者	・京都市内 ・京都市地球温暖化対策条例「準特定事業者」または、中小企業者等	・京都府内 ・中小企業者等
補助対象事業	・以下の既存設備をCO2削減効果のある設備に更新する事業 ① 空調機器 ② 換気設備 ③ 照明機器 ④ 給湯機器	・サプライチェーン温室効果ガス排出量削減計画書を提出できる事業 ・以下の既存設備を京都府が指定する設備に更新する事業 ① 空調機器 ② 照明機器 ③ 給湯機器 など
補助要件	・機器ごとの詳細要件あり。 ・1企業、1申請複数事業所OK ・リースOK	・機器ごとの詳細要件あり。 ・1企業、1申請1事業所 ・リース無し
補助対象経費	・本工事、付帯工事、機械器具、測量・試験費 ・撤去・処分費は対象外	・設計・本工事、付帯工事、機械器具、測量・試験 ・撤去・処分費も対象
補助率、補助金額	・1／2以内 ・50万～500万円以下	・1／3以内（条件を満たせば1／2） ・50万～800万円以下

02 高効率機器補助金（まとめ・各部署の問合せ先）

■ 補助事業に関する問い合わせ

京都知恵産業創造の森

TEL :

075-353-2303

住所 :

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾
町78番地 京都経済センター 3 階

E-mail : smart@chiemori.jp

■ 「エネルギー消費量等報告書」に関する問い合わせ

京都市環境政策局地球温暖化対策室

TEL :

075-222-4555

住所 :

京都市中京区寺町通御池上る上本能
寺前町488番地

E-mail : jtco2@city.kyoto.lg.jp